

一般社団法人山形県老人福祉施設協議会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人山形県老人福祉施設協議会(以下「本会」という。)会員の施設及び本会の役職員等で、老人福祉事業活動においてその功績が顕著な者を表彰することにより、本会の発展と会員の意欲の高揚を図ることを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、本会功労賞として個人に対して行う。

- (1) 本会功労賞は、老人福祉施設及び事業所に在職20年以上の者及び本会役員として在職10年以上の者。
- (2) 前項に掲げるもののほか、業績顕著で特に表彰することが適当と認められる者。

(候補者の推薦)

第3条 会員施設の長は、この規程に定める表彰に該当する者を候補者として会長に推薦する。

- 2 会長は、前項の規定に関わらず候補者を推薦することができる。
- 3 前項の推薦は、推薦書(別紙様式1)により行うものとする。

(表彰の審査)

第4条 該当者を審査するため、審査委員会を置く。

- 2 審査委員は、本会会長が委嘱し、提出された推薦書により、審査委員会でその功績審査を行い、会長に答申するものとする。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年本会主催の一般社団法人山形県老人福祉施設協議会総会等、適当な時期に行うものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

山形県老人福祉施設協議会表彰規程（内規）

1. 会員施設を運営する法人の理事等については、施設職員でない限り、その任期期間は含まない。
2. 老人福祉施設及び事業所に在職20年以上の者には、臨時職員も含む。
3. 事業所の種別において医療施設・老人保健施設は含めないが、居宅介護支援事業所・訪問介護事業所・グループホーム・小規模多機能施設等、会員施設に併設されている事業所については、その在職期間も含む。
4. 会員施設であれば、施設間の異動があってもその期間を通算する。
5. 産休ならびに育休の期間は含めるが、休職期間は含めない。

3 一種別事業所一覧

	事業所
1	短期入所生活介護事業所
2	訪問介護事業所
3	認知症対応型共同生活介護事業所
4	小規模多機能型居宅介護事業所
5	居宅介護支援事業所
6	地域包括支援センター
7	在宅介護支援センター